

大規模災害時における施設（電気設備）の応急対策業務に関する協定

名古屋港管理組合（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知電業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における施設（電気設備）の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「大規模災害」という。）時に、甲の施設の電気設備に被害が発生した場合において、その機能を速やかに回復するため、甲及び乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、地震、暴風、豪雨、高潮、津波等の大規模な災害であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生のおそれがあり、応急対策を実施する必要がある場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。ただし、乙に対し連絡が取れない場合は、乙に属する会員（以下「会員」という。）に對し直接応急対策業務の協力を要請するものとする。

（対象となる施設）

第4条 この協定において応急対策業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、別途定めるものとする。

（業務の内容）

第5条 甲が乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象施設の電気設備が機能しているかの確認（被害状況調査）及び確認の際に行う安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）
- (2) 対象施設の最低限の機能を確保するための応急修繕
- (3) 資機材の供給その他の応急措置

（協力要請の方法）

第6条 甲が乙又は会員に対し、この協定に基づく協力要請を行う場合は、業務内容、日時及び場所を指定して文書、電話、口頭又は電子メールにより行うものとする。

2 協力要請は、建設部長の指示を受けて建設部施設事務所長（以下「班長」という。）から会員に対して行う。ただし、状況により名古屋港管理組合災害対策本部



長、副本部長又は本部員から会員に対し、協力を要請することができる。

(業務の実施)

第7条 前条の規定により協力を要請のあった会員は、甲の指定する場所へ出動し、業務を実施するものとする。

2 業務実施者は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻、連絡方法等を班長に報告しなければならない。ただし、状況により班長への報告を名古屋港管理組合総務部危機管理課に報告することもって代えることができる。

(業務の指示)

第8条 業務の指示は、班長が行い、会員は、その指示に従うものとする。ただし、

甲は、状況により建設部長が指名する者又は名古屋港管理組合災害対策本部が指名する者をもって班長に代えることができる。

2 甲の指定する場所に甲の職員が派遣されていない場合は、会員は、自ら甲の要請事項に従い業務を行うものとする。

(業務完了の報告)

第9条 会員は、業務が終了したときは、直ちに班長に報告するとともに、後日、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 前項の業務完了報告書は、書面にて行い、対象設備の施工箇所、実施した作業時刻、施工内容、使用した資機材等の内訳、金額等を報告するものとする。

(費用の請求、支払い等)

第10条 甲は、会員の業務終了後、前条に規定する業務完了報告書の内容を確認するものとする。

2 甲及び会員は、前項の確認後、当該業務に係る債権、債務及び履行期限等について確認等する契約を締結するものとする。

3 会員は、前項の契約締結後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、大規模災害時に出動できる会員の名簿、連絡系統その他応急修繕の実施に関して甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、実施体制等を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(情報提供)

第12条 甲は、乙に対し、必要に応じて会員が保有する使用可能な資機材の状況及び会員の派遣可能人員等に関する情報提供を求めることができる。



(防災訓練の実施)

第13条 乙は、甲の実施する防災訓練等に対し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(補償)

第14条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

(遵守事項)

第15条 乙又は会員は、応急対策の実施により知り得た甲の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(解除事項)

第16条 前条の規定のほか、甲は、この協定の締結後、乙が別表に掲げる場合に該当することになったとき、又は該当していることが明らかとなったときは、この協定を解除するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関する細目的事項を定める必要が生じたときは、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(期間)

第18条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日前30日までに、甲又は乙から相手方に対し別段の意思表示がない場合は、引き続き1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成29年3月29日

名古屋港
管理組合
管理者印

甲 名古屋市港区港町1番11号
名古屋港管理組合
名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

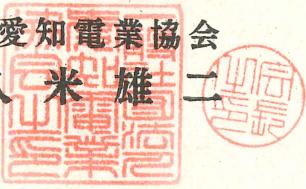


乙

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目10番32号
上前津KDビル6階

一般社団法人愛知電業協会

会長 久米 雄二



愛知電業協会
会長 久米 雄二



別表

暴力団等排除にかかる次のいずれかに該当する場合

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店または営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当り、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当している場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- (8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

対象施設

名 称	住 所
堀川口防潮水門ポンプ所	名古屋市港区東築地町1番地5先
堀川口防潮水門ポンプ所（3号機棟）	名古屋市港区東築地町1番地5先
稲永ふ頭受電所	名古屋市港区潮凧町1番地3
金城ふ頭開閉所	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1
名古屋港船舶通航情報センター	名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番地
中川口ポンプ所	名古屋市港区中川本町五丁目1番地
中川口ポンプ所（4号機棟）	名古屋市港区中川本町五丁目1番地
中川口ポンプ所（5号機棟）	名古屋市港区中川本町五丁目1番地
中川口ポンプ所自家用発電機棟	名古屋市港区中川本町五丁目1番地
合同事務所	名古屋市港区港陽一丁目1番69号
金城ふ頭コンテナターミナル管理棟	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1